|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 | 第　　　　　　　　号 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日　三原市水道事業　　三 原 市 長　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（給水装置の所有者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　（　　　　）※　個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は，記名押印してください。太陽熱利用給湯システム設置条件承諾書

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置設置場所 | 三原市 |

　水道直結型太陽熱利用給湯システムを設置するにあたり，下記の条件を承諾します。**記**　１　災害・その他正当な理由（給水制限時，事故発生時，水道施設の工事等）によって，一時的な断水や水圧低下等により，水道直結型太陽熱利用給湯システムの性能が十分発揮されない状況が生じても，管理者が一切責任を負わないこと。　２　当該システムは，水道直結となるため「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第14号）」に適合したものを設置すること。　３　三原市水道事業給水条例第17条（水道使用者等の管理上の責任）の規定に基づき，当該装置の使用に応じて適正な管理を行うこと。　４　水質検査のために，直結の共用給水栓を設置すること。　５　水道施設への逆流を防止するため，当該システムの上流側に逆流防止用具を設置すること。なお，補給水用としてバイパス配管が設けられるものについては，その分岐上流側に逆流防止用具を設置すること。　６　当該システム及び逆流防止用具について，定期的に点検を行い，維持管理に努めること。　７　集合住宅等，申込者以外の使用者がいる場合は，当該システムの管理責任及び水質管理責任等について周知すること。　８　申込者の事情により当該システムを撤去するときは，管理者に撤去工事の申込みを行うこと。　９　上記設置条件について，水道使用者等に熟知させ，当該システムに起因するトラブルについては，申込者で解決し，管理者には一切迷惑をかけないこと。 |